

## 大田区成年後見制度利用支援事業要綱

平成 20 年 5 月 21 日 20 保福高発第 10091 号区長決定  
改正 平成 23 年 3 月 29 日 22 福高発第 12185 号決定  
改正 平成 24 年 2 月 23 日 23 福高発第 11801 号決定  
一部改正 平成 24 年 3 月 5 日 23 福高発第 11916 号決定  
改正 平成 27 年 3 月 12 日 26 福高発第 11415 号決定  
一部改正 平成 28 年 3 月 10 日 27 福福発第 12664 号決定  
一部改正 令和 4 年 3 月 31 日 3 福福発第 13411 号決定  
一部改正 令和 6 年 3 月 28 日 5 福福発第 14063 号福祉部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、成年後見制度の利用において、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 862 条（同法第 876 条の 5 第 2 項又は第 876 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）に定める成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬を負担することが困難な低所得者に対し、当該の報酬に係る費用を助成することにより、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉サービスの利用を支援し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 助成の対象者は、助成申請時に次の全てに該当する者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の規定に基づき、区長が成年後見開始等の審判の申立てを行い、開始の審判を受けた者
- イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条の規定に基づき、区長が成年後見開始等の審判の申立てを行い、開始の審判を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、区長が成年後見開始等の審判の申立てを行い、開始の審判を受けた者
- エ 民法第 7 条、第 11 条若しくは第 15 条第 1 項の規定に基づき、本人、配偶者若しくは四親等以内の親族（以下「親族等」という。）が成年後見開始等の審判の申立てを行い、開始の審判を受けた者

#### (2) 次のいずれかに該当する者

- ア 大田区内に住所を有する者
- イ 施設等の入所、入居等に伴って区外に転出した者で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険者、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による給付

の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付の決定機関が大田区長である者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 成年後見人等の報酬を負担することにより収入が生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費以下となり、かつ、預貯金等が50万円以下の者

イ 生活保護法で定める被保護者。ただし、被保護者が累積金等を保持している場合においては、福祉事務所長と協議する。

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

エ その他成年後見人等の報酬を負担することが困難であると区長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成対象としない。

(1) 大田区以外の自治体又は団体の実施する制度により、成年後見人等の報酬が助成される場合

(2) 施設等の入所、入居等に伴って大田区に転入した者で、介護保険法による保険者、生活保護法の保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による給付の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による給付の決定機関が大田区（長）以外である場合

(3) 成年後見人等が、民法第725条に規定する親族である場合

(4) その他区長が助成対象とすることが適当でないと認める場合

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、報酬付与審判において家庭裁判所が決定した報酬とする。

2 助成対象額は、前項の助成対象費用の月当たりの額（28,000円（成年後見監督人等の場合は14,000円）を上限とする。）に、当該報酬の付与対象とされた月数（12か月を上限とする。）を乗じて得た額とする。

(助成の申請)

第4条 成年後見人等の報酬の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭裁判所の報酬付与の審判決定の日の翌日から起算して60日以内に成年後見人等報酬助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出する。

(1) 成年後見等開始の審判書の謄本

(2) 被後見人等の財産目録及び収支状況報告書

(3) 報酬付与の審判書の謄本

(4) 後見等事務報告書

(5) 成年後見人等が申請する場合は、成年後見人等であることを証する書類又は登記事項証明書

(6) 申請日又は死亡日時点の預貯金等の金額が分かる書類

(7) その他必要な書類

2 前項の規定による助成申請前に被後見人等が死亡した場合、又は家庭裁判所の報酬

付与の審判が被後見人等の死亡後に決定された場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

3 前項で助成する場合は、死亡した被後見人等が死亡時において第2条に定める要件を満たしていなければならない。

(助成の決定)

第5条 区長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成決定通知書(別記第2号様式)又は成年後見人等報酬助成却下通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見人等報酬助成請求書(別記第4号様式)により、区長に助成金の請求をするものとする。

(変更の届出)

第7条 申請者は、次のいずれかに該当するときは速やかに区長に成年後見人等報酬助成に係る変更届書(別記第5号様式)により届け出なければならない。

- (1) 対象者が住所、氏名を変更したとき
- (2) 対象者が死亡したとき
- (3) 成年後見人等に変更があったとき
- (4) その他区長が必要と認める事項に変更があったとき

(助成の取消し)

第8条 区長は、助成の決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 助成の対象となる要件を満たさないこととなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその助成金の返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 第8条の規定により助成金の交付の決定を取り消され、前条の規定により返還の請求を受けた場合は、助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金額(その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 第9条の規定により助成金の返還の請求を受けた者がこれを期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第11条 前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成金の返還の請求を受けた者の納付した金額が返還を命じた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第12条 第10条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による助成は、平成23年4月1日以降成年後見人等の報酬付与審判が決定したものに適用し、同日前に報酬付与審判が決定したものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条に定める申請の期限は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に家庭裁判所の報酬付与審判が決定されたものに限り、「報酬付与の審判決定の日の翌日から起算して60日以内」とあるのを、「報酬付与の審判決定の日の翌日から起算して180日以内」とする。

付 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成27年4月1日以後に家庭裁判所に報酬付与審判の申立てをした者から適用し、同日前に家庭裁判所に報酬付与審判の申立てをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1号エ又は同条第2号イに規定する者の助成申請に係る改正後の第3条に規定する報酬の付与対象は、平成27年4月1日以降分からとし、平成27年3月31日以前分については報酬の付与対象としない。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月28日5福福発第14063号福祉部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。